別表第二十八号(第 127 条関係)

基幹放送設備の状況報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名　(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
認定番号

放送法施行規則第 127 条の規定により、　　年４月１日から　　年３月31日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生 原因	故障 設備	措置 模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □ｻｲﾊﾞｰ事案　□その他				

注１　「発生区分」の欄は、発生の第１要因にチェックすること。

注２　「発生原因」の欄は、第 1 要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。

注３　「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備又は地球局設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注４　「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載するこ

と。

注５　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注６　サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。